



下関市 総合計画

Shimonoseki City
Master Plan

自然と歴史と人が織りなす交流都市
～自然と人、人と人、ふれあいで輝く共創のまちづくりを目指して～

2007-2014

【概要版】



下関市

Contents [目次]

1. 総合計画とは	2
2. 計画策定の背景	3
3. 基本構想	4
4. 基本計画	10

下関市民憲章

平成19年2月13日制定

わたしたちは、美しい自然と古い歴史に恵まれたふるさと下関市を愛します。
わたしたちは、下関市民であることに誇りと責任をもって、互いに心を寄せあい、新しい理想のまちづくりをめざしてこの憲章をかかげます。

わたしたちは、**し** 自然の恵みを大切にします。

わたしたちは、**も** 燃え立つ心を大切にします。

わたしたちは、**の** 伸びゆく力を大切にします。

わたしたちは、**せ** 先人の訓えを大切にします。

わたしたちは、**き** 協働の営みを大切にします。



市の花 ハマユウ



市の木 クスノキ



市の花木 ツツジ



市の花木 サクラ



市の魚 フク



市の虫 ホタル

はじめに

平成17年2月13日、旧下関市と旧豊浦郡4町が合併し、新しい下関市が誕生して約2年が経過いたしました。私は新しい下関市の初代市長として、新市の一体性の速やかな確立及び均衡ある発展のため、公共施設の整備や行政サービスの向上を図ってまいりました。また同年10月1日には、山口県で初めての中核市に移行し、より大きな責任を担うとともに、さらに大きな発展の可能性を持った都市となりました。

近年、ライフスタイルの多様化、高度情報化、少子高齢化、経済のグローバル化等により、わが国の社会・経済状況が大きく変貌する一方、地方分権改革など、地方自治を取り巻く環境も、大きな変革期を迎えています。

合併した本市も、今後、さらなる行財政改革にしっかりと取り組み、地域特性を活かした活力あるまちづくりを行っていく必要があります。この指針として、このたび平成19年度から8年間を展望したまちづくりの基本理念及び将来像の実現を図るための施策体系を示す「基本構想」と、平成22年度までの各行政分野の具体的施策を示した「基本計画」からなる「下関市総合計画」を策定いたしました。

基本構想に掲げるまちづくりの基本理念である「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の実現に向けて、人づくりを基本に本市の豊富な歴史遺産や自然環境などを活かし、「元気」、「つながり」、「共創」をキーワードに、市民の皆様のご意見をお聴きしながら、中核市・下関市がさらに飛躍できるよう積極的な施策展開に取り組んでまいります。「共創」とは、連携・交流を盛んにすることにより、調和のとれたまちづくりを市民、企業、行政で共に創りあげていこうとするものです。古くから、人の交流が盛んになればなるほど、地域は活性化するといわれています。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、総合計画審議会委員、各町区域地域審議会委員及び市議会議員各位のほか、住民説明会やパブリックコメントを通じまして、多くの皆様から貴重なご意見を賜りました。ここに心から感謝申し上げます。

平成19年3月
下関市長 江島 潔



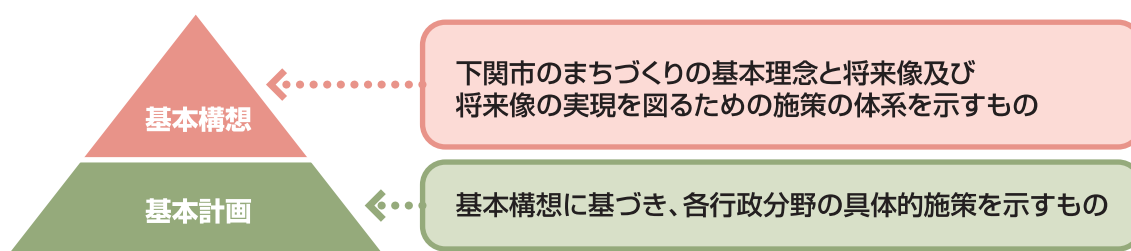
1. 総合計画とは

計画策定の趣旨

下関市総合計画¹は、合併協議のなかで策定した「新市建設計画²」を基本としつつ、本市が将来に目指す市民生活や地域社会のすがたをわかりやすく示し、その実現にあたって必要な施策を定めたものです。

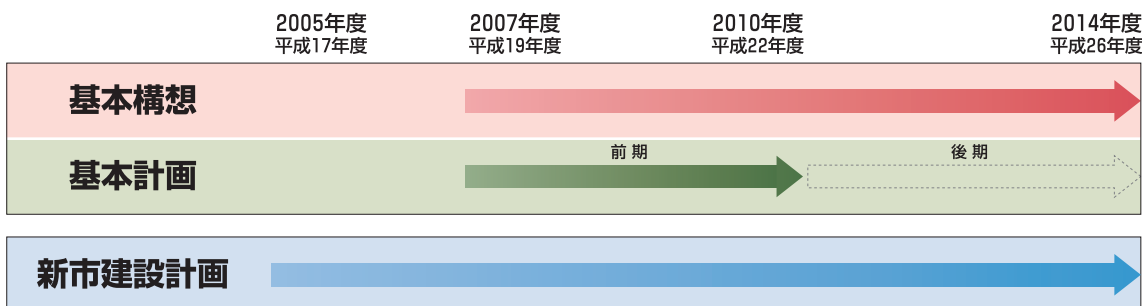
計画の構成

本計画は、基本構想と基本計画の2層で構成します。



計画の期間

基本構想は、2007年度(平成19年度)から2014年度(平成26年度)を構想期間とします。
基本計画は、2007年度(平成19年度)から2010年度(平成22年度)を計画期間とします。



策定経緯

平成18年2月	第1回総合計画審議会 基本構想、基本計画諮問(2/9) 市民アンケート調査(2/10~24)	8月	第5回総合計画審議会(8/23)
4月	第2回総合計画審議会 基本構想、基本計画原案の提出(4/28)	9月	議会中間報告(9/4) パブリックコメントの実施(9/6~10/10) 総合計画住民説明会(9/13~20)
5月	市議会新市まちづくり調査特別委員会(5/8) 地域審議会 基本構想諮問(5/10、11) 地域審議会 基本構想審議(5/18、19、22)	10月	第6回総合計画審議会 答申案取りまとめ(10/24) 総合計画審議会 市長答申(10/31)
6月	市議会新市まちづくり調査特別委員会(6/14、15、16、19) 地域審議会 答申案取りまとめ(6/20、21、22) 地域審議会 市長答申(6/23)	12月	基本構想議案提出(12/1) 市議会新市まちづくり調査特別委員会(12/11) 基本構想議案可決(12/21)
7月	第3回総合計画審議会 基本構想、基本計画審議(7/5) 市議会新市まちづくり調査特別委員会(7/6) 第4回総合計画審議会(7/27)	平成19年1月	基本計画市長決裁(1/31)
		3月	総合計画書印刷公表

¹ 総合計画:市の行政運営の最も基礎となる計画であり、まちの将来像とその実現のための施策体系、施策の方向、内容などを示すもの。

² 新市建設計画:「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併協議会において、まちの将来像とその実現のために根幹となる事業などを定める計画。

2. 計画策定の背景

社会経済状況の変化への認識

少子高齢化の進展 価値観・ライフスタイル³の多様化 暮らしの安全・安心の確保
循環型社会への転換 高度情報化社会の進展 産業・雇用構造の変化 広域交流の活発化

下関市のまちづくりの課題

(1) 自然環境の保全と活用

本市は、関門海峡や美しく長い山陰海岸など魅力的な景観と豊かな自然環境に恵まれた地域です。今後ともこれらの貴重で特色ある地域資源を積極的に保全していくとともに、観光振興や地域学習など、多方面での活用を図っていく必要があります。

(2) 都市基盤の整備

地域全体の発展を見据え、便利な暮らし、活発な経済・産業活動の基盤となる都市環境の整備を図っていくとともに、高度情報技術の進展に対応した情報基盤の整備を行っていく必要があります。

(3) 生活環境の整備

防災体制の強化や上下水道の整備など、生活基盤の充実・強化を図り、安心して快適に生活できる環境づくりを推進していく必要があります。また、地球環境の保全のため、廃棄物の適切な処理やリサイクル⁴の推進により、循環型社会の形成に取り組む必要があります。

(4) 保健・医療と福祉の充実

今後、人口の減少とともに、少子高齢化の一層の進行が予想されています。こうした人口構造の変化に対応し、高齢者や障害者を含めすべての市民が安心して生活でき、子どもを生き生きと育てられる環境づくりをより一層進めていく必要があります。

(5) 教育・文化の振興

社会情勢が大きく変化する中で、市民が生涯学習⁵を通じいつでも、どこでも自由に学び、文化活動やまちづくり活動を行うことができる環境を整備することが求められています。また、学校教育においても、学校、家庭、地域社会が連携して教育環境を充実していく必要があります。

(6) 産業の振興

既存産業の維持・発展とともに、地域の特色を活かした新たな産業の創出により、産業の活性化を図り、地域の雇用の場を確保していく必要があります。また、北九州・東アジアなどとの連携・交流を促進し、活力ある地域経済としていく必要があります。

(7) 連携・交流の促進

本市ではそれぞれの地域で特色ある歴史・文化を培ってきています。こうした地域の歴史・文化を引き続き継承していくとともに、広域的な連携と交流による積極的な活用を図っていき、豊かな市民生活と新たな交流観光の創造につなげていく必要があります。

(8) 開かれたまちづくりの推進

本市のまちづくりに対しては、市民や企業などの参画をより一層推進するとともに、市民と企業、行政の相互理解、パートナーシップ⁶を発展させることが必要です。そのためには、積極的に相互に情報の公開・提供を進める必要があります。

(9) 行財政運営の効率化

非常に厳しい財政状況のなか、複雑・多様化する市民ニーズ⁷に対応していくため、行財政基盤の強化を図っていく必要があります。また、市民ニーズに合致した行政サービスを提供していく必要があります。

³ ライフスタイル:個人又は集団の生活様式。生き方。

⁴ リサイクル:廃棄物を再利用すること。原材料として再利用するマテリアル・リサイクル(再生利用)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)がある。

⁵ 生涯学習:自己の啓発や充実のためや、生活の向上、職業上の能力の向上などのために、自分の自発的な意志に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯わたって行う学習活動のこと。

⁶ パートナーシップ:各々が対等の立場で関係を持つこと。提携、協力、協力体制、共同経営などのこと。

⁷ 市民ニーズ:市民の要求。需要。

3. 基本構想

まちづくりの基本理念

まちづくりを担うのは人であり、人與人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にしつつ、新たなまちを共に創りあげていくことを、本市のまちづくりの理念として、次に定めます。



自然と歴史と人が織りなす交流都市

～自然と人、人與人、ふれあいで輝く共創のまちづくりを目指して～

「元気」

すべての人が健康で元気に暮らせるまちづくりを目指します。

「つながり」

自然と人、人與人の新たなふれあいが原動力となるまちづくりを目指します。

「共創」

(キョウソウ:共に創りあう)

地域相互の緊張感をエネルギーに、交流力⁸と内発力⁹が高まる共創のまちづくりを目指します。

⁸ 交流力:市内外における地域間の交流、市民や組織、団体間の交流など、様々な交流を活発にする力。

⁹ 内発力:自らの地域が有する特性や可能性を捉え、それらを活かしながら、まちづくりを自律的に推進する力。

まちづくりの将来像



都市基盤

1. 情報があふれ、活動しやすい便利なまち

市域全体を見据えた快適で利便性の高い都市づくりが求められます。このため、本市が有する既存の都市機能集積を活かしつつ、都市構造の再編成を行い、地域間の適切な機能分担と、それらの連携による一体的かつ計画的な都市づくりを推進します。

また、広域交通網の整備や公共交通機関の充実強化など、他地域から本市へのアクセス及び市内の連絡など、総合的な視点に立った交通体系の整備及び交通需要の適切な管理による円滑な移動手段の確保を推進します。

さらに、行政区域の広がりに応じ、道路や公園などの適切な整備による計画的な市街地の形成を進めるほか、情報通信ネットワーク¹⁰の整備をはじめ、観光・コンベンション¹¹機能の充実・高度化を図ることにより、情報があふれ、活動しやすい便利なまちの実現を目指します。



自然環境・生活環境

2. 人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまち

本市は、関門海峡や美しく長い山陰海岸、緑豊かな山林、ホタルの生息する河川など、特色ある自然環境・景観に恵まれており、これらの適切な保全と活用を図ります。

また、良好な住環境の形成に向けて、上下水道や地域・生活関連施設の整備、良質な住宅供給の促進などにより、市民生活の快適性の確保を図ります。これらは、環境に配慮した生活や産業

活動を行うことによって確保されるものであるため、ごみ処理やリサイクルなど、地域のコミュニティ¹²を基本に資源を大切にすることを進めます。

さらに、自然災害や火災、事故、犯罪などの予防対策と迅速・的確な対応に取り組むことにより、人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまちの実現を目指します。



※用語の説明は、8ページに示しています。



産業振興

3. 将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち

本市の産業は、個性ある歴史・文化と豊かな自然環境を背景に、農林水産業、造船業、商業、貿易などを軸として展開し、今日ではサービス業など第三次産業のウエイトを高めながら発展してきました。

今後は、農林水産業については、生産振興だけでなく、地域の歴史や文化に彩られた観光資源、また生涯学習¹³の場としての活用や合併を契機とした都市との交流により振興を図ります。

また、これまで蓄積されてきた高度な技術・知識の活用、異業種交流、産学官連携などを促進し、ベンチャー企業¹⁴などの育成による新たな産業の創出と既存産業の再生による地域づくりを進めます。

さらに、地域住民が主体となるコミュニティビジネス¹⁵を促進し、地域問題へのきめ細かい対応や雇用の創出などを図り、将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまちの実現を目指します。



観光振興

4. 観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまち

製造業などの停滞や公共事業の縮小が予想される中、地域の新たな活気を生み出すためには、観光などによる交流人口¹⁶を増加させる必要があります。

まず、住みよい魅力あるまちづくりを進めるために拠点施設の整備に努め、地域の自主的な交流活動を促進するとともに、地域ごとの施設どうしがネットワーク¹⁷により連携し、一体となったまちづくりに取り組みます。

そして、本市は、海、山、温泉、史跡、フクなどの豊かな観光資源を有しており、これら地域固有の自然や文化などを活用し、まちづくりや農林水産業との連携によるグリーン・ブルーツーリズム^{18,19}、エコツーリズム²⁰などの体験型観光などの創出を促進します。

また、地域内の観光交流はもとより、北九州市や県内他地域などとの連携、さらには広く国際的な観光客の誘致にも努めます。

さらに、集客産業の関係者だけではなく、市民一人ひとりが、温かいおもてなしによって訪問者を迎え入れることなど、地域のホスピタリティ²¹の醸成に努め、観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまちの実現を目指します。



※用語の説明は、8ページに示しています。



保健・医療・福祉

5.誰もが健康で、ふれあいを大切にした温かみのあるまち

少子高齢化が進むなか、日常生活を営むうえで世代や性別を超えた人と人とのつながりが社会、地域を支える大きな力となります。

子どもを安心して生み、育てることができ、障害者や高齢者を含めすべての市民が健康で、地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるように施設と環境の整備を進めるとともに自立の支援を促進します。

また、自立と相互扶助社会²²の実現に向けて、行政、地域組織、社会福祉団体及び個人がともに連携を深め、地域福祉活動の促進を支援します。

そして、地域医療²³のシステム化²⁴を進め、地域間での格差のない医療体制、救急医療の整備に努めます。

高齢者をはじめ多くの市民が安心して保健・医療・福祉を受けるために、国民健康保険や介護保険などの安定的な運営の維持に努めます。



教育・文化

6.地域の特色を活かしたまなびのまち

市民の生きがいの向上と、地域の歴史や文化に対する理解の醸成、地域間交流の促進などに向けて、生涯学習活動に係る拠点施設の整備とその情報ネットワーク²⁵化及び市民活動の支援を図ります。

学校教育については、家庭や地域との連携を一層深め、総合的な学習の視点に立った、地域への愛情と生きる力を育む教育を推進することにより、地域に開かれた学校づくりに努めます。

また、心身ともにバランスのとれた個性的でたくましい子どもを育てていくため、家庭と学校と地域が一体となった青少年の教育・文化・スポーツ活動を推進します。

さらに、本市が今まで育ててきた東アジアをはじめとする国際交流を一層推進し、学校教育、社会教育などを通じた国際性豊かな人材の育成及び国際レベルのスポーツ・文化活動などによる国際交流事業を促進します。

これらの環境整備を推進し、地域が培ってきた歴史・文化を活用し、地域の特色を活かしたまなびのまちの実現を目指します。





7. 市民も企業も行政もみんなですべて担える元気なまち

地域が自らの判断で個性的なまちづくりを進めるため、まちづくりへの市民の参画意識の高揚を図りながら、市民参画とボランティア²⁶活動などの市民活動を促進するとともに、行政情報の公開を推進し、市民、企業、行政が協働して取り組むパートナーシップ²⁷のまちづくりを進めます。

また、住みよい魅力ある地域づくりを進めるために、まちづくりに関わる情報・交流機能の強化に努め、地域の自主的なコミュニティ活動を促進するとともに、情報ネットワークなどにより地域間の連携を促進し、一体的なまちづくりに取り組みます。

一方、将来的に大きな歳入の増加が見込めない中で、多様化する種々の行政需要にきめ細かく対応していくため、行政事務の効率化・簡素化、情報技術の活用などにより一層の効率的な行財政運営を行います。



10 情報通信ネットワーク：電気通信回線網とコンピューターなどにより、文字や映像、音声などを送受信するために結ばれたもの。

11 コンベンション：人や物、情報の交流などを目的に非日常的に開催される会議、大会、展示会、イベントなどのこと。コンベンション機能とは、会議の会場となる会議場、展示場、ホールや参加者の宿泊施設、来訪者への案内施設などを指す。

12 コミュニティ：地域社会を意味する語。

13 生涯学習：自己の啓発や充実のためや、生活の向上、職業上の能力の向上などのために、自分の自発的な意志に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって行う学習活動のこと。

14 ベンチャー企業：高い志と成功意識の強い起業家を中心とした、新規事業への挑戦を行う中小企業のこと。

15 コミュニティビジネス：地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力）などを活用して行う小規模ビジネスで、利益を地域に還元するもの。

16 交流人口：住所地の人口（定住人口）とは異なり、通勤・通学、スポーツ、買い物、観光など様々な人々の交流によりその地を訪れた人口をいう。

17 ネットワーク：網状につながったもの。又はつながりのこと。

18 グリーンツーリズム：緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

19 ブルーツーリズム：島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

20 エコツーリズム：豊かで荒らされていない自然を持つ地域をフィールドに行われるもので、その地を訪れる旅行者が、自然や文化についての正しい深い知識を得、その地域ならではの自然とのふれあいを体験できるような旅行。

21 ホスピタリティ：もてなし。もてなす心。

22 相互扶助社会：市民生活などにおいて、お互いに助け合う社会のこと。

23 地域医療：地域住民と医療関係者、行政などが協力し、その地域の限られた社会資源を最大限有効に活用し、健康の維持増進、医療サービスの効果や効率の向上などを図ること。

24 システム化：個々の要素が有機的に組み合わせられた、まとまりをもつ体系をつくること。

25 情報ネットワーク：インターネットに代表される双方向かつ多様な情報伝達のこと。

26 ボランティア：自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

27 パートナーシップ：各々が対等の立場で関係を持つこと。提携、協力、協力体制、共同経営などのこと。



地域別まちづくりの方向

地域の特性や既存施設の立地状況などを踏まえ、軸及びゾーンなどを設定し、本市における地域別整備の方向性を示します。

■ 地域別整備方針図

(1) ゾーンの形成

農林水産業振興ゾーン

農林水産業の振興を図る地域として発展を目指します。

観光・レクリエーション²⁸ゾーン

学術文化や地場産業と既存の温泉や観光資源が有機的に連携した観光レクリエーションゾーンとして発展を目指します。

田園住宅ゾーン

自然と調和のとれた良好な田園住宅地域として発展を目指します。

都市拠点ゾーン

本市の経済産業の中心として、より高度な都市的サービスを担う地域として発展を目指します。

地域連携軸

(2) 軸の形成

地域連携軸

本市の連携機能を担う道路、鉄道などの交通網や情報ネットワークを地域連携軸として位置付け、その機能維持・強化を図ります。

主要指標の見通し

人口

本市の人口は、平成17年において290,693人^{*}であり、今後も減少傾向が続くものと予想されます。しかし、本計画の基本理念である「自然と歴史と人が織りなす交流都市」の実現を目指し、平成27年の目標人口を300,000人として、人口の定着を促す施策の展開を図ります。

^{*}国勢調査 平成17年10月1日

交流人口
(観光客数)

交流人口(観光客数)は、増減を繰り返してきましたが、近年は順調な増加傾向にあります。本市では、より一層の広域観光交流の促進を図り、過去において最高の観光客数を示した平成3年の5,508千人を超える交流人口を確保することを目標として、平成27年の交流人口を約5,600千人と想定します。

²⁸レクリエーション: 仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽のこと。

4. 基本計画

基本構想で定めた7つのまちづくりの将来像の実現を目指し、本市の取り組む施策や事業を定めます。

1. 情報があふれ、活動しやすい便利なまち

施策	事業	事業概要
道路の整備	国道・県道等の整備	◎ 広域交通連絡網としての整備 ◎ 地域連携促進のための道路整備
	都市計画道路 ²⁹ の整備	◎ 都市機能の効率化
	市道等の整備	◎ 生活道路の整備
公共交通の整備	バス交通	◎ 生活バス交通対策
	鉄道交通	◎ 鉄道利用者利便性の向上
	海上交通	◎ 離島航路の安定運航
市街地の整備	市街地整備の推進	◎ 計画的な都市の整備
	土地区画整理の推進	◎ 特色のある地域整備
公園・緑地の整備	公園・緑地の整備	◎ 公園の整備及び改良 ◎ 緑化意識の醸成
情報・通信の整備	地域情報化の推進	◎ 情報通信基盤の整備
港湾の整備	物流拠点等の整備	◎ 国際物流拠点の整備
	港湾施設の整備	◎ 多様な活動を支える港湾整備



²⁹ 都市計画道路: 都市計画法に基づいて、名称、位置、区域、種別及び車線の数などを定めた道路のこと。

2. 人と自然にやさしく安全で安心して暮らせるまち

施策	事業	事業概要
自然環境の保全	環境汚染の防止	◎ 環境及び汚染発生源の監視
	環境保全の意識向上	◎ 普及啓発活動の推進
	クリーンエネルギー	◎ 新エネルギー対策 ◎ 省エネルギー対策
河川・海岸環境の整備	河川環境の整備	◎ 二級河川の整備 ◎ 準用河川・普通河川等の整備 ◎ 土砂災害対策
	海岸環境の整備	◎ 海岸保全施設等の整備
森林の維持と活用	森林の活用	◎ 森林の保全・利用
上水道の整備	上水道等の整備	◎ 上水道施設の整備 ◎ 簡易水道施設の整備 ◎ 水道未普及地域の解消 ◎ 水道事業経営の安定化と市民負担の軽減
下水道の整備	下水道等の整備	◎ 下水道等の整備
住環境の整備	住宅の整備	◎ 公営住宅の整備 ◎ 特定公共賃貸住宅の整備
	都市景観の形成	◎ 良好な都市景観形成の推進
	安全な住環境の整備	◎ 危険地対策
衛生環境の整備	環境マネジメントシステム維持管理	◎ 環境マネジメントシステムの拡充
	処理環境の充実	◎ ごみ処理体制の整備充実 ◎ し尿及び浄化槽汚泥処理施設の整備 ◎ 産業廃棄物処理の適正化の促進
	公衆衛生の充実	◎ 食品衛生対策の充実強化
地域・生活関連施設の整備	交流施設等の整備	◎ 地域コミュニティ活動の場の確保支援
生活安全の推進	防犯対策	◎ 防犯対策の充実
	消防・防災機能の強化	◎ 消防・防災体制の充実 ◎ 市民への情報伝達等の充実 ◎ 国民保護対策の推進
	交通安全対策	◎ 交通安全対策の充実
	海岸保全対策	◎ 高潮の防災対策
	消費者保護対策	◎ 消費者相談事業の充実





3. 将来に希望をもって意欲的に働ける自立したまち

施策	事業	事業概要
農林水産業の振興	生産流通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 農業生産基盤の整備 ◎ 林業生産基盤の整備 ◎ 漁業生産基盤の整備 ◎ 流通基盤の整備
	多様な担い手の育成、支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新規就業者に対する支援 ◎ 認定農業者の育成、支援 ◎ 総合的な農業後継者、担い手対策の推進
	経営基盤の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 近代化資金等制度融資の充実 ◎ 森林資源の経済的な活用
	生産振興対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 適切な生産調整に基づく生産振興対策の推進 ◎ 経営構造対策の推進 ◎ 有害鳥獣被害防止対策の推進 ◎ 地元産材の需要拡大対策の推進 ◎ 水産物ブランド化の推進
	魅力ある農山漁村づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 都市、農村交流の推進 ◎ 交流型、体験型農林水産業の推進 ◎ 集落環境の保全
	安心・安全農林水産物づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 循環型農業の推進 ◎ 地産・地消型産地の育成
	民間団体等の育成、支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 民間活動に対する支援
商工業の振興	商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 魅力ある商店街づくりの推進
	企業経営の安定化、体質強化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 中小企業等制度融資の充実 ◎ 人材の育成 ◎ 勤労者福祉の向上
	企業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 誘致活動等の推進
	新産業、新規創業等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 下関ブランドの確立 ◎ 新産業等に係る創業支援
	民間団体等の育成、支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 商工会議所、商工会に対する支援 ◎ 民間活動に対する支援
就業支援策の強化	起業家の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新産業等に係る創業支援（再掲）
	高齢者の労働力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ◎ シルバー人材センターの事業に対する支援
	勤労者金融対策	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 中小企業勤労者小口資金の融資 ◎ 離職者緊急資金の融資
貿易の振興	つかいやすい港づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 規制緩和の推進 ◎ 諸手続きの簡素化・情報化の推進
	集荷対策	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 航路誘致集荷対策 ◎ 国際経済交流の推進

4. 観光や交流から生まれる多彩で魅力あるまち



施策	事業	事業概要
観光・レクリエーションの振興	観光資源・基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 広域的な観光資源、拠点等の整備 ◎ 広域観光ルートの形成等 ◎ 多彩で魅力ある観光地づくり
連携・交流の促進	市内の連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 都市・農村交流の推進(再掲) ◎ 交流型、体験型農林水産業の推進(再掲) ◎ 市民参加・交流機会の拡大 ◎ 情報ネットワークの整備 ◎ 交通網の整備充実
	隣接地域との連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 各種事業の推進 ◎ 交通網の整備充実
	その他国内の連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ◎ イベント開催 ◎ 交流事業
国際交流の促進	国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 姉妹・友好都市等との(民間交流を含めた)国際交流 ◎ 国際人としての人材育成等
	国際航路の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 航路誘致対策



5. 誰もが健康で、ふれあいを大切にしたい温かみのあるまち

施策	事業	事業概要
保健・医療の充実	健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 総合的な保健活動拠点の整備 ◎ 地域保健、健康づくり対策の充実
	地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 救急医療体制の充実 ◎ 高度医療機器の充実 ◎ 病院、診療所の充実
国民健康保険事業の充実	国民健康保険の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国民健康保険制度の充実
地域福祉の充実	地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域福祉活動の推進
高齢者福祉の充実	高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 在宅福祉サービスの充実 ◎ 高齢者福祉施設の整備充実
	生涯現役社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 高齢者生きがい対策の支援
	疾病予防・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域保健、健康づくり対策の充実
障害者福祉の充実	障害者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 在宅福祉サービスの充実 ◎ 障害のある児童等に対する支援の充実 ◎ 福祉医療費の充実 ◎ 障害者福祉施設の整備充実
	障害者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障害者の生きがい対策の支援 ◎ 啓発・広報活動の推進
児童福祉の充実	家庭への子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 子育て支援の充実
	地域社会での子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 児童の健全育成、少子化対策の推進に向けた保育サービスの充実 ◎ 乳幼児等医療の充実 ◎ 児童環境づくりの推進 ◎ 児童虐待の根絶
母子・父子福祉の充実	自立・援助対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自立・支援対策の充実
低所得者福祉の充実	自立・援助対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自立・援助対策の充実
介護保険事業の充実	介護保険の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 介護保険制度の充実

6. 地域の特徴を活かしたまなびのまち

施策	事業	事業概要
生涯学習の推進	図書館の充実	◎ 図書館の整備充実
	公民館活動の充実	◎ 公民館の整備(再掲) ◎ 講座等の充実
	生涯学習支援体制の充実	◎ 生涯学習拠点施設の整備 ◎ 生涯学習ネットワークの推進
学校教育の充実	教育環境の整備・充実	◎ 教育施設の整備 ◎ 教職員研修の充実 ◎ 不登校児童・生徒の適応指導の充実 ◎ 特別支援教育の推進 ◎ 食育の推進
	特色ある学校づくり	◎ 新しい時代に即した教育の推進 ◎ 郷土に関する教育の推進 ◎ 「総合的な学習の時間」の充実 ◎ 地域に開かれた学校づくりの推進
	私学の振興	◎ 私学に対する助成の推進
文化・スポーツの振興	スポーツ活動の推進及び環境の整備・充実	◎ 大規模スポーツ施設の整備 ◎ スポーツ活動の地域拠点施設等の整備・充実 ◎ スポーツ活動の推進
	芸術文化活動の推進及び環境の整備・充実	◎ 芸術文化活動の拠点施設等の整備・充実 ◎ 芸術文化活動の推進
	文化財の保護	◎ 郷土の歴史を伝える施設の整備 ◎ 郷土に伝わる文化財の保存・活用 ◎ 伝統芸能の保存・伝承
国際化への対応	国際化の推進	◎ 国際人としての人材育成等(再掲) ◎ 知的交流の推進

7. 市民も企業も行政もみんなで担える元気なまち

施策	事業	事業概要
開かれた行政への取組	行政情報化の推進	◎ 電子自治体の推進(再掲)
	市民参画の推進	◎ パブリックコメント等の推進
	広報広聴活動の充実	◎ 広報活動の充実 ◎ 広聴活動の充実
	地域審議会の運営	◎ 新市建設、施策の推進に関する審議
	情報公開の推進	◎ 情報公開制度の充実
市民活動支援の推進	市民活動の場の確保	◎ 市民活動拠点施設の整備 ◎ 地域コミュニティ活動の場の確保
	市民活動組織の育成支援	◎ ボランティア・NPO等の育成及び活動の支援
	市民参画の促進	◎ 市民活動促進基本計画の推進
行政機能の充実及び行財政運営の効率化	行政機能の充実	◎ 本庁舎の建設 ◎ 総合支所の運営
	行財政の健全化	◎ 組織、機構の見直し ◎ 定員適正化の推進 ◎ 財政運営の健全化 ◎ 行政情報化や行政評価の活用等による事務の効率化の推進
人権教育・啓発活動の充実	人権意識の高揚と社会参加の促進	◎ 地域交流活動の充実 ◎ 普及啓発活動の充実 ◎ 国・県等関係機関との連携の強化
男女共同参画の推進	男女共同参画の推進	◎ 総合的な推進体制等の整備 ◎ 男女共同参画社会の形成



下関市総合計画

Shimonoseki City
Master Plan

2007-2014

■表紙について

合併後の新しい下関市を背景に、自然・歴史・人・それぞれの地域の特色など——いろいろな色が融合し大きくはばたいていく様を表現しています。

“自然と歴史と人が織りなす交流都市”を目指して、より豊かに、イキイキと成長・発展していくように——。

■お問い合わせ

下関市総合政策部企画課

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 電話:0832-31-1911 FAX:0832-32-9569

<http://www2.city.shimonoseki.yamaguchi.jp>

E-mail:sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp